

第二百十回 参議院 法務委員会 会議録 第八号

令和四年十一月二十二日(火曜日)

午前十時開会

法務大臣 齋藤 健君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

小野寺真也君

委員の異動

総局総務局長

吉崎 佳弥君

十一月十七日

最高裁判所事務

久保田正志君

十一月二十一日

総局刑事局長

柴田 紀子君

辞任

常任委員会専門

金子 修君

世耕 弘成君

政府参考人

川原 隆司君

山崎 正昭君

法務省大臣官房

花村 博文君

理事

審議官

春名 茂君

出席者は左のとおり。

法務省民事局長

西山 卓爾君

委員長

法務省刑事局長

田野尻 猛君

理事

法務省矯正局長

加田 裕之君

委員

法務省訟務局長

三木 亨君

委員

出入国在留管理

谷合 正明君

委員

庁次長

小林 一大君

委員

公安調査庁次長

古庄 玄知君

委員

加田 裕之君

山東 昭子君

委員

加田 裕之君

永井 学君

委員

加田 裕之君

福岡 資麿君

委員

加田 裕之君

森 まさこ君

委員

加田 裕之君

和田 政宗君

委員

加田 裕之君

石川 大我君

委員

加田 裕之君

福島みずほ君

委員

加田 裕之君

佐々木さやか君

委員

加田 裕之君

梅村みずほ君

委員

加田 裕之君

鈴木 宗男君

委員

加田 裕之君

仁比 聡平君

委員

加田 裕之君

内閣提出、衆議院送付)

委員

加田 裕之君

○委員長(杉久武君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員

加田 裕之君

○委員長(杉久武君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員

加田 裕之君

○委員長(杉久武君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

昨日までに、吉井章君及び山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として小林一大君及び永井学君が選任されました。

○委員長(杉久武君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日

の委員会に、理事会協議のとおり、法務省大臣官

房審議官柴田紀子君外五名を政府参考人として出

席を求め、その説明を聴取することに御異議ござ

いませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(杉久武君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○加田裕之君 おはようございます。加田裕之で

ございます。

今日の一般質疑に際しまして、特に、十一月十

八日、東京入管におけます被收容者自殺事案につ

いてお伺いしたいと思います。大変痛ましい事件

であり、私も心から、衷心よりお悔やみ申し上げ

たいと思いますし、また、再発防止についても努

めていただきたいと思っております。

まずなんですけれども、報道によりましたら、

亡くなられた方は自殺であったということなんで

すけれども、この事実関係についてお伺いしま

す。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘のとおり、

令和四年十一月十八日、東京入管の被收容者

一名がお亡くなりになりました。まずは、亡くな

られた方の御冥福をお祈りいたしたいと存じま

す。

その上で、御説明を申し上げます。

現時点で把握している事実関係として、亡くな

られたのは五十歳代のイタリア人男性であり、こ

の方は、令和四年十月二十五日から、仮放免が取

り消されたことにより東京入管に收容されていた

ものでございます。

令和四年十一月十八日午前七時二十二分の職員

による発見時、この方は、引き裂かれたテレビの

電気コードを巻き付けた五十円玉二枚を輪ゴムで

固定して、両こめかみに当て、コンセントに差し

込み、通電した状態で居室内に敷かれた就寝用の

マットレスの上に横たわっていた状態であったという

こととす。その後、午前七時二十六分に職員

が救急搬送を依頼したものの、午前九時十六分に

搬送先病院での死亡が確認されました。

亡くなられた方は単独で居室に收容され、本人

以外が居室内に立ち入った状況はないことや、発

見時の本人の状況など、現時点で得られている情

報からは自殺と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、收容施設において被

收容者が亡くなられたことを重く受け止め、引き

続きしっかりと事実確認を行い、適切に対処して

まいりたいと考えております。

○加田裕之君 ここで大事なことは、今回のこの

ことについて、職員はどのような経緯で御本人の

状況を発見したのか、当日の職員の対応は本当に

適切だったのかどうか、そのことについてお伺い

します。

○政府参考人(西山卓爾君) 当日の対応ですが、

現時点で把握している限りでは、当日の午前七時

二十二分頃、職員が亡くなられた方の居室に立ち

入ったところ、御本人が倒れていることを確認、

発見後、職員は直ちにAEDなどによる心肺蘇生

を試み、

その後、

午前七時二十六分に職員

が救急搬送を依頼したものの、

午前九時十六分に

搬送先病院での死亡が確認され

ました。

亡くなられた方は単独で居室に

收容され、本人以外が居室内に

立ち入った状況はないことや、

発見時の本人の状況など、現時

点で得られている情報からは自

殺と考えているところでござい

ます。

○加田裕之君 ここで大事なこ

とは、今回のこのことについて

職員はどのような経緯で御本人

の状況を発見したのか、当日の

措置を行うとともに、午前七時二十六分に救急搬送を要請、その後、病院に搬送されましたが、午前九時十六分に搬送先病院で死亡が確認されたというものでございました。

詳細な事実関係は確認中でございますが、職員は発見後、必要な救命措置を行い、直ちに救急搬送を行ったと承知しており、現時点ではその対応に不適切な点は見当たらないと考えております。

いずれにいたしましても、事実関係をしっかりと確認してまいりたいと考えております。

○加田裕之君 言わば、先ほど答弁ありましたように、しっかりと事実関係を確認していただきたいと思っております。

そうした中におきまして、今後の調査方針について、先ほども事実関係をしっかりと調査するというお話ありましたが、これからの調査方針についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西山卓爾君) まずは、地方官署を監督する立場であります本庁におきまして、しっかりとした事実関係の確認を行った上で、更なる詳細な調査の要否やその方法を検討し、適切に対処してまいりたいと考えております。

○加田裕之君 やはり、こうやって入管の施設の中におきまして自殺者が出たということはやはり大変ゆゆしきことであり、そしてまた大変遺憾なことでもございます。是非とも、この再発防止に向けてももちろんでございますし、事実関係の調査ということについてもやはりきつちりと丁寧にやっておりますので、コメントは求めません。

続きまして、先日来私も何度も取り上げておりますこの神戸の神戸家裁におきます事件記録の破棄、これは神戸家裁だけでなく全国の部分についてもそうなのですが、この事件記録の破棄についてお伺いしたいと思います。このことにつきましてこの前質問いたしましたところ、また、有識者委員会の開催ということにつきましてペーパーが回ってまいりました。十一月二十五日金曜日と二十八日、第二回ということ、これは

しっかりとこういう形で公表していただきたいということ、そして、このことについて迅速にやっていただいたことについては評価を申し上げたいと思います。

その一方で、先般、私質問しました中におきまして、重く受け止めておりますということを言われました。私は、この委員会を始める前ということにつきまして、これはもう責任追及ではないんです、これ誰が、処罰しろとかそういう話では全くありません。今回、指導監督するというのはやはり最高裁の私は責務でありますし、仕事だと思っております。このことについて、司法行政上の判断に基づいて答弁もされておりますので、私は、まずこの委員会、第一回、第二回、これは有識者が開くという部分にありますけど、その前提条件といたしまして、やはり私は謝罪ということをしつかりとやっていただきたいと思っております。

その点について、先般は、答弁については、重く受け止めますということを言われました。この重く受け止めるということについては、私はやはり、先般の違う、衆議院の委員会の方においても、事件記録というものは国民の、誰のものであるかということの問いにつきましては、国民のものであるという答弁をされました。言わば、国民のものであるという、国民の財産、貴重な記録財産というものが破棄されたということについてはやはり重く受け止めていただいておりますが、やはり、その中にはやはり謝罪という部分も私は含まれるべしであると思っております。

先般のその重く受け止めるということにつきまして、重く受け止めるという言葉の中についての謝罪という意味についての見解をお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(小野寺真也君) お答え申し上げます。

神戸家裁の件を始めとする耳目を集めた少年保護事件記録等の廃棄が行われた当時は、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、

規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況にあったものであり、これは庁全体、さらには裁判所全体の問題であるというふうに考えております。

このことにつきまして、最高裁として重く受け止め、率直に反省をしているところであり、事件に関係する方々を含む国民の皆様に対し申し訳なく思っているところでございます。

○加田裕之君 もちろんですけど、今のこの真摯な答弁というのを私も聞きまして、思います。もちろん、誰かを罰してほしいとか、当時の担当者、今聞き取りもされておりますので、ヒアリングされている中において、当時の職員を処罰しろとかそういうことを言っているのではないんです。やはり、これからの部分に向けて、それからまた、有識者委員会というのはあくまでも有識者委員会でありまして、これをしつかりと指導監督するといいますが、そのことについては最高裁がやはり私はリーダーシップを持ってやっていただきたいと思っております。

このことについては、是非ともリーダーシップを持ってやっていただくことをよろしくお願い申し上げます。この問題についてはまた引き続き取り上げさせていただきますが、以上をもちまして終わらせていただきます。

○牧山ひろえ君 立憲民主・社民の牧山ひろえです。本日の一般調査に係る質疑を担当させていただきます。よろしくお願いたします。

前回の福島議員に引き続きまして、判検交流についてお伺いしたいと思います。

東京地裁で行政処分取消などの訴訟を担当する行政訴訟専門部の部長裁判官を務めていた春名茂氏が、九月一日付けで法務省に異動しました。国が被告となる訴訟に国側の代理人として対応する訟務検事が所属する訟務局のトップである訟務局長に就かれました。この人事は、裁判所と法務省、検察庁の間の人事交流である判検交流に

よるものです。

この人事につきましての懸念を表明した福島議員の前回質疑に関し、大臣はこういふふうにご答弁されています。法曹は法という客観的な法律に従って活動するものでありまして、裁判官、検察官、弁護士といずれの立場においても、その立場に応じて職責を全うするものであると考えています。要は、法曹という職種の人間は法律に基づいて行動するので心配要らないというふうにご説明されているんですね。言わば性善説に基づいた御見解ですが、そもそも三権分立や司法の独立は性悪説を背景としています。懸念に対する回答としては、私は説得力に欠けると思っています。

通告しておりませんが、前回質疑の関連質問です。大臣、御答弁お願いたします。

○国務大臣(齋藤健君) 繰り返しの質問になってしまっておりますが、まず、個別の人事について私が一つコメントをすることは差し控えたいと思っておりますが、あくまでも一般論でありまして、先日答弁させていただいたとおり、法曹は法という客観的な規律に従って活動するというところでありますので、裁判官、検察官、弁護士のいずれの立場においても、その立場に応じて職責を全うするものであるというふうにご説明いたします。したがって、裁判所において国を当事者等とする訴訟を担当していた裁判官が訟務局に異動し当該訴訟に関与することについては、直ちに職務上問題があるとは考えておりません。

ただし、国を当事者等とする訴訟の遂行に当たりましては、裁判の公正性や職務の中立公正な執行に疑念を抱かれることのないように、かつて裁判長として担当していた訴訟には関与しないこととする、そういった対応を行っているものと承知をいたしております。

○牧山ひろえ君 このような人事は、三権分立や司法の独立といった憲法上の要請に反する懸念があるばかりでなく、具体的な裁判においても司法の公正それから中立性に懸念を持たせることになりまして、問題が極めて大きいと考えておりま

す。

今回の人事交流によって、現在も続いている行政事件に関して、裁判官同士の話し合いなどの内容を国側の責任者が知っているという事態が生じてしまいました。評議の秘密が侵されているわけです。司法の公正、裁判の公平を害する人事としか言いようがないと思うんですね。

実際、この人事は裁判の公正への信頼を害するとして、有志の弁護士らが十月三十一日、最高裁長官と法務大臣宛てに抗議する申入れを行ったことは御承知のとおりだと思います。司法の公正、裁判の公平への信頼は、この人事で実際に害されているわけです。もしこの人事を正当化しようとするならば、このような人事が裁判の公平を害さないということを異論のない論理で証明するか、裁判の公平以上にこの人事によって得られる利益が大きいという比較考量論による論証をしなければならないと思うんですね。

私や裁判の当事者は裁判の公平を害すると確信しております。裁判の公平以上にメリットが大きいとお考えの当該人事の狙い、それから理由付けを、どなたがそのような判断をしたのかも含めて御説明いただければと思います、大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 繰り返しになって恐縮ですが、御質問は個別の人事に関するものでありますので、私からは答弁は控えたいと思っております。

○牧山ひろえ君 (行政部の部総括経験者が訟務局長に就任したケースは過去に二回あるんですけど、でも、いずれも、間に別のポストに行つて、そして異動されているんですね。今回のように別のポストを経由しない直接的な異動は前例のないものなわけです。前例のない人事、特にそれが高位の公職である場合には、当然説明責任が伴ってしかるべきだと思います。その人事に憲法上の疑義さえ呈されているならばなおさらです。

その点を御考慮の上で、改めて私の先ほどの質問に具体的に御回答いただければと思います、大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 繰り返しになりますが、本件御質問は個々の人事に関するものでありますので、私からの答弁は差し控えたいと思えます。

○牧山ひろえ君 局長人事は閣僚了解事項でありまして、高度に政治性を伴うものです。このような公務に携わる上級職について、行政庁において仮にどんなに不適切な人事が行われたとしても、国会は具体的な事情に踏み込めないとおっしゃっているようなものだと思うんですね、今の御答弁だと。

前回の委員質疑で大臣はこう答弁されていまして、国の当事者等とする訴訟の遂行に当たっては、裁判の公正性や職務の中立公正な遂行に疑念を抱かれることのないよう、かつて裁判所において担当していた訴訟には関与しないなどの対応を行っているとのことでした。

春名氏が東京地裁時代裁判長を務めておられたジャーナリストの安田純平さんの弁護団が不公平な裁判をおそれ、春名局長が安田氏の訴訟に関与しないことを要望していたこと等に対応した措置と見られるわけです。不公平な、不公正な裁判が行われるのではないかとという訴訟当事者の不安に対応したことについては、一定の評価ができるかと思えます。

これに関連して、春名氏御自身にお聞きします。春名氏が就任された訟務局長の職責を御説明いただければと思います。

○政府参考人(春名茂君) お答えいたします。

訟務局長は、国の利害に関係のある争訟に関する事務をつかさどることとされておりまして、訟務局長は、国、局の責任者としてその所掌事務を統括する立場にあるものと認識しております。

○牧山ひろえ君 おっしゃるとおりです。

春名氏は、国が被告となる訴訟に国側の代理人として対応する訟務検事が所属する訟務局のトップです。部下の総務検事があつ、訟務検事が抱える訴訟の内容を聴取し、状況に応じた指示を出すのは業務そのものなのです。そうであるのに、国が被告となる複数の訴訟に関与しないというこ

とは、訟務局長としての職位に附属する権限を行使しないということで、現在の職務に対して不誠実であり、そして訟務局長として不適格となるのではないのでしょうか。

関連です、大臣、お答えいただければと思います。

○国務大臣(齋藤健君) これ、繰り返しになります。先ほど一般論として申し上げましたが、法曹は法という客観的な規律、これに従って活動するものでありますので、裁判官、検察官、弁護士、いずれの立場においてもその立場に応じて職責を全うするものであるというふうに考えておりますし、申し上げたように、裁判所において国を当事者等とする訴訟を担当した裁判官が訟務局長に異動し当該訴訟に関与することについては、直ちに職務上問題があるとは考えておりません。

ただしということで、国を当事者等とする訴訟の遂行に当たっては、裁判の公正性や職務の中立公正な遂行に疑念を抱かせることのないよう、かつて裁判長として担当していた訴訟に関与しないこととする対応を行っているところでござい

○牧山ひろえ君 非常に残念な答弁を繰り返されていますが、といつても、関与すべきと主張しているわけではないんですね。関与したなら関与したで問題はより大きくなりますし、裁判の公平を害するということになりまして、二律背反でどうにもならないと思えます。

関連して、春名局長にお伺いします。

裁判長を務めていた訴訟には関与せずという方針を日常の業務の中でどのように実践しているのでしょうか。関与せずの中身を具体的にお示しいただければと思います。

○政府参考人(春名茂君) お答えいたします。

訟務局におきましては、当職がかつて裁判長として担当していた訴訟に関する決裁について官房長を決裁者とするなど、当職が関与しない対応を行っているところでございます。

担当しております訴訟につきまして自ら決裁などをすることはございませんで、一切の関与をしていないところでございます。

○牧山ひろえ君 一切の関与をしていないというふうにおっしゃいますけれども、そもそも、関与しないといつても、それはどのように裏付けられているのかなと思うんですね。

裁判官の場合には、忌避申立てが認められれば当該裁判官は正式にその訴訟の担当から外れ、かつ、裁判官の独立保障によって、忌避された裁判官への影響の回避についてある程度信頼できる制度的裏付けはあります。ですが、裁判官の独立が保障されている司法分野と異なつて、行政は組織での業務でありまして、言わばチーム戦です。そのような行政の世界で、責任者ではあるがこの一部の業務には関与しないと言つても、どのような根拠でそれを信じられるのでしょうか。まあ悪く取れば、言っているだけではないかという懸念さえ当事者に生じると思うんですね。

関与せずという方針が実践されているということを信頼できる裏付けを是非御提示いただきたいと思えます、大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 本日に繰り返しになるんですが、それぞれ職務を遂行に当たっては、例えば法曹は法という客観的な規律に従つて活動するということが前提になっておりますので、裁判官や検察官、弁護士いずれの立場においても、その立場に応じて職責を全うをしていくというものでありますので、繰り返しになって恐縮ですが、裁判所において国を当事者等とする訴訟を担当していた裁判官が訟務局長に異動して当該訴訟に関与することについては、直ちに職務上の問題があるとは我々としては考えておりません。その上で、先ほど局長からも答弁をさせていただいたような対応をしているということでございます。

○牧山ひろえ君 非常に先ほどから残念な答弁を、御答弁を繰り返されていますが、本日に問題の根本についてお考えになつてお答えになつてい

判決に関わらないだけでは、裁判の公正を保つという意味では明らかに不十分です。アドバイスをしたり指示を出したりすることも訴訟の一方当事者としての国を利用することになります。それを防ぐためには、例えば情報ということであれば、元裁判長である訟務局長が持つ情報が当該訴訟を担当する部下から完全に遮断され、それが制度的に保障される、若しくは仕組み的に確保される、あるいはルールとして強制力ありの形で規定される、こういった具体的なことが実践されるわけではないわけですね。訴訟当事者の不安を払拭するに足る関与せずとは到底言えないと思います。また、仮にここまでやれたとしても、やっぱり先ほどの根本的な問題は残ります。

先ほど触れましたように、裁判官について、裁判の公正を妨げる事情がある場合には当該事件の審理から外れる忌避申立てという手段があるにはあります。ですが、今回は逆のパターンです。すなわち、今回のように裁判官を外れ法務省に向する人事異動について、人事権者以外は回避する手段はないわけですね。

元々、判検交流には、三権分立や裁判所や裁判官の独立の境地から批判が根強くございました。刑事分野では、刑事事件を担当する裁判官と、捜査、公判を担当する検察官の交流人事が二〇一二年に廃止されましたが、民事分野では、民事裁判官と訟務検事の交流が続いております。

今回のように民事分野においても回避できない不都合を生じる運用事例が生じた以上は、判検交流自体の妥当性について再考すべきであると強く感じております。

離婚後の子供の親権について、法制審議会の家族法制部会は、今月十五日、父母双方が持つ共同親権の導入と、どちらか一方に限る現行の単独親権の維持を併記した中間試案をまとめました。家族法制部会での議論の取りまとめについて、元々法務省は、当初九月にパブコメを実施することを予定されておりました。ですが、八月二十六日に開かれた自民党法務部会において、法務省が家族

法制部会の議論状況を説明しましたところ、一部の議員から中間試案の内容の変更を求める強い要求がありまして、法務省側が取りまとめを見送る方向で場を取めたと報じられています。

そして、実際に、同月三十日の家族法制部会では、同日の中間取りまとめが見送られました。関係者によりまして、八月三十日の家族法制部会第十九回会議に出席した専門家委員十八人のうち、少なくとも六割超の十二人が、取りまとめを延期したり試案の内容を変更したりすることを問題視して異議を表明したと報じられています。配付資料、二にございます。

家族法制部会第十九回会議の議事録は現在作成中でまだ公開されておりませんが、議事速報には以下のような記載があります。配付資料、三ですが、まず、多くの委員や幹事から、この部会における中間試案の取りまとめの在り方や基本的な姿勢についての意見が示された、その中では、一、この部会が、法務大臣からの諮問を受けて、学識経験を有する委員が議論する場であることや、二、中間試案は、この部会の中の議論に基づいて取りまとめられるべきであるとの認識が示されたというふうになっていますが、書いてあります。外部からの圧力が掛かり、それに対して委員からの反発があつたことを示唆するかのような微妙な記載だと思っております。

この記載について、どのような事態を前提として、どのような発言があつたのか、御説明いただければと思います。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

御指摘の八月三十日開催の法制審議会家族法制部会第十九回会議におきましては、今委員から御紹介がありました、この部会が法務大臣からの諮問を受けて学識経験を有する委員が議論する場であるということや、中間試案はこの部会の中の議論に基づいて取りまとめられるべきである旨の御意見、そのほか、家族法制の在り方を検討する際には国民の声を傾けるという姿勢が重要であるなどの御意見が、御発言があつたところで

す。

このような発言があつた背景ですが、その当時、父母の離婚後の子の養育の在り方などについての家族法制の見直しに対して国民の間に様々な意見があつたことを前提にしまして、家族法制部会における中間試案の取りまとめの在り方や基本的な姿勢に関する意見を述べるものであるというふうに理解しております。

○牧山ひろえ君 議事録が出るので詳細は言えないということなんでしょうかね。せっかく公開と定めているのですから、家族法制部会の議事録をより迅速に公開していただきたいと思っております。

八月三十日の家族法制部会での配付資料、四ですが、では、焦点となつた共同親権導入をめぐり、甲案ですが、共同親権導入、乙案は単独親権のみの現行制度維持と大別した上で、甲①案は原則共同親権、例外単独親権、甲②案は原則単独親権で例外共同親権とされておりました。三つの選択肢が示されていたわけですね。

それに対して、パブコメが延期された後の中間試案においては、先ほどの三択に加えて、共同親権が単独親権かを父母の協議や裁判で個別に判断できるという内容が、当初は注釈の中に記載されていた内容にすぎなかったんですが、甲③案として先ほど申し上げた三つの案に加えられた、並列されて、事実上四つの選択肢として示されました。

この変更を起案したのは事務局でしょうか。八月三十日の家族法制部会で、選択肢の一つとして格上げするようという具体的な意見が出たのでしょうか。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

十一月十五日に開催されました法制審議会家族法制部会第二十回会議で示された中間試案の案は、同部会におけるこれまでの議論を踏まえて事務局、これは法務省民事局の参事官室になります。が、起案したものでございます。もつとも、この第二十回会議で示された中間試案の案は、八月三十日に開催された第十九回会議

で示された資料について分かりやすさの観点から表現の修正を施したものであり、中間試案の内容を事実的に変更したものではありません。

また、甲③という案も引き続き注の中に入っている案でございます。その意味で、特定の案を格上げしようなものでもございません。

委員御指摘の考え方を甲③案と呼ぶアイデアは、六月二十一日に開催された第十六回会議で同部会の委員の一部から示されていたものでございます。また、八月三十日の第十九回会議におきましても、中間試案が国民一般にとつて分かりやすいものとなるような工夫が必要ではないかといった意見が示されておりました。

このように、第二十回会議で事務局から示された中間試案の案は、家族法制部会におけるこれまでの議論を踏まえて作成されたものでございます。

○牧山ひろえ君 この変更に関与する意見が全く反映されていないと言いつけるんでしょうか、大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 今局長が答弁したとおり、第二十回会議で示された中間試案の案は、八月三十日に開催されました第十九回の会議で示された資料について分かりやすさの観点から表現の修正を施したものでありまして、委員御指摘の甲③案の点も含めまして、中間試案の内容を事実的に変更したのではないと承知をいたしております。

また、事務局から示されました中間試案の案は、法制審議会家族法制部会におけるこれまでの議論を踏まえて作成されたものでありまして、与党の意向とは関係していないものと承知しております。

○牧山ひろえ君 事前のレクでも形式修正のみで実質修正はないとの御説明でしたが、最も関心の高い主要論点で選択肢として提示されるか、注釈として重要性が薄い形で扱われるかは十分実質的な修正だと思っております。

法務省は、今月十五日の中間試案取りまとめを

前にした十日、今回の中間試案の内容を自民法法務部会で説明し、了承を得ました。今後、この中間試案の内容をパブリックコメントにかけることになります。

ほかの法案についても、法制審の試案の取りまとめについて、政権与党の部会における了解を取るルールとなっているでしょうか、大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 法制審が中間試案を取りまとめるに当たりまして、特定の政党の了承を得なければならぬ、そういうルールは存在をしておりません。

○牧山ひろえ君 法制審は、法相が任命した学識経験者で構成され、諮問されたテーマを調査研究するという機関です。パブコメなどを活用して法案作成の準備をします。議論の内容は部会を含め議事録で公開されるため、透明性が保たれ、試案を取りまとめる際に政党の事前了承は必要ないとされています。

宮崎政久自民法法務部会長も、報道によりまずと、本来は党の了解は不要だが、自民が原因で延期となっていた経緯を踏まえたと、異例の対応であることを認めていらっしゃるとのことです。

今回の取りまとめに際して、なぜ通常では求めない異例というべき与党の部会了解手続を経由することになったんでしょうか、大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 十一月十日に自民法の法務部会が開催され、その際、法務省の担当者から、家族法制部会における中間試案の取りまとめに向けた議論の状況というものを御報告をさせていただいたというふうに承知をしています。

この会議におきましては、法務省側から自民法法務部会に対して了承とか了解を求めたという事実はございません。そのように聞いております。

なお、一般論としては、与野党問わず、所掌の事務について説明を求められるれば、法務省としては、御理解いただけるよう丁寧に説明を行うべきものというふうに理解をしております。

○牧山ひろえ君 法制審の審議や運営についての中立性、独立性に関する法務大臣の御見解をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 法制審議会は、それぞれの委員の先生がその学識経験に基づいて調査審議を行っているだけであるということであり、ですから、この調査審議の過程で様々な御意見に耳を傾けることは重要なことであるというふうに思っていますが、法制審議会の議事は、委員以外の特定の政党や団体の意見に拘束されるべきものではないと考えています。

○牧山ひろえ君 法制審議会は、法務大臣の諮問に応じ、様々な分野から選ばれた学識経験者の方々が、専門家が法務に関する重要事項等を調査審議する公的機関なわけです。審議の中立性、それから独立性は重要な要素であり、意見を述べることは自らは問題とは思いませんが、審議や答申の中身や取扱いについて、法制審の主体性を侵害する形で介入するというのは私は不適切だと思えます。

今後の我が国の家族の形に大きな影響を与える問題だけに、議論の透明性の維持は重要な要素であり、報道が事実で、法制審の主体性が脅かされるような状況だったとすれば、審議の経緯でこのような事態が生じたのは極めて残念に思います。

なお、この問題に関する今回の私の質疑は、共同親権の是非に関するいずれか一方の立場からの立論ではなく、公正な結論に至るまでの過程や手続について事実関係を確認したものであることを申し添えさせていただきます。

続いて、技能実習生について質問したいと思います。平成二十八年十一月に成立した技能実習法は、附則第二条におきまして、施行後五年をめどにして、必要があると認めるときは規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

技能実習法が施行された平成二十九年十一月一

日なので、今年の十一月一日で施行後五年となります。これに対して、古川元法務大臣は、特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会を開催して各界の有識者から意見を聞き、その後は外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に有識者会議を設けて議論を進める意向を示されました。葉梨前法務大臣も、就任後の記者会見で、関係閣僚会議やその下に置かれた有識者会議で検討していくと述べられました。

技能実習法の附則で定められた検討というのはこの有識者会議等における検討ということでしょうか。また、この有識者会議はまだ設置されていないようですが、いつ頃設置され、いつ頃から検討が始まるのでしょうか。また、結論が出るのはいつ頃になる予定でしょうか。

また、この法務大臣勉強会は、設置した古川大臣から十か月もたないうちに三人目の大臣を迎えることとなります。新大臣は、所信で、この勉強会で把握した課題、論点なども踏まえつつとおっしゃっていましたが、何をどのように把握しておられ、どのような問題意識をお持ちなのでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) 技能実習制度は、御指摘のように、法律の規定による検討の時期に差し加かっておりますことから、有識者会議を設け、各界の有識者の方々に御議論いただくべき会議の開催に向けて準備を進めてきたところであります。が、実は、本日、内閣官房長官と私が共同議長を務めます外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催されまして、この有識者会議の設置が決定をされたところでございます。

日程の御質問ありましたが、具体的な日程は調整中なんです。年内に第一回の会議を行うべく、今、各委員の先生方と日程調整を行っているところであります。

結論を得る時期にも御質問ありましたが、私としては、来年の秋頃に最終的な報告書を関係閣僚会議に提出いただくような日程感で精力的に御議

論をいただきたいと考えておりますが、有識者会議の議論によるものでございますので、予断を持ってお答えをすることはちょっと困難かなというところは御理解をいただきたいと思っております。

また、古川元法務大臣が、特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会を開催されました。技能実習の目的と実態の乖離や転籍に関する指摘など、様々な問題点を整理していただいております。私といたしまして、この法務大臣勉強会を通じて把握された課題等についてはしっかりと受け止めていかなければいけないというふうに考えております。

いずれにしても、有識者会議において様々な視点から御議論をいただき、政府全体で丁寧に議論を進めていきたいというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 技能実習の問題点は既におおむね明らかになっておりますので、断固実行を行うべき時期に来ておりますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。まず冒頭、十一月十八日に東京入管で五十歳代の男性の方が亡くなられたという事案につきまして、先ほど加田委員からも御質問がございましたけれども、しっかりとこの事実確認、そしてこのことに関します調査というものをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。大切な命が失われたということを重く受け止めていただいて、先ほどの質問では、この事件が発生して倒れられているところを発見された以降の経緯について御説明がありましたけれども、この方々がそれまでの間、心身の不調を訴えていらしたのかと、そういったことも含めてしっかりと調査をいただきたいと思っております。このことは冒頭申し上げて、お願いにとどめたいと思っております。

それでは、質問に入りますけれども、今日は、コートハウズドッグについて取り上げたいと思

ます。

コートハウズドッグという言葉、御存じでしょうか。虐待や性被害に遭った子供が被害状況を証言したり、また司法面接、こういったところで話をしているときに強いストレスが掛かるわけですが、これも、こういった心理的負担を軽減させるためにその面接や法廷に付き添う特別な訓練を受けた犬のごとでございまして、日本では付添い犬という名前でも呼ばれております。

このコートハウズドッグは、子供に対する虐待や性被害に関して取組が進んでおりますアメリカで日本よりも先にこういった取組が広がっており、アメリカでは現在二百五十頭ほど活躍をしております。川にあります民間団体の方々が日本でも何とかこの制度を確立したいということで頑張っております。二〇二〇年に初めて日本の裁判所で、子供の被害者が法廷で証言をする際にコートハウズドッグが付き添ったということも私も当時報道で拝見をいたしました。

このコートハウズドッグですけれども、例えばアメリカでの一つの事例という話を聞いたことがあるんですけども、性的虐待に遭った子供が面接の中でどういう自分が被害に遭ったのかというのを証言しなければいけない。そのときに本当に大変つらい思いをするわけですけれども、自分の体を強くかきむしって、けがをしようとするんじゃないかと、それぐらいの状況になってしまいう。でも、コートハウズドッグが付き添ってくれらることで、その犬をなでて落ち着いてその面接を終えることができたとか、こういった、本当に、大人であっても犯罪被害に遭ったり、ましてやその性被害、性犯罪、性暴力の被害者の方々というのは、本当に自分がどういことを体験してしまっただけかという話を話すと更に深く傷を負うわけです。それは大人の場合でも様々なところで問題が指摘されておりますが、本当に子供たちにとってはそれ以上の大変な心理的

負担、精神的負担を負うものでございます。

こういったこのコートハウズドッグの取組、子供たちのことを本当に考えれば日本でも私は普及してほしいと思うんですけども、先ほど御紹介したように、二〇二〇年に初めて裁判所で日本でも付添いが認められたと聞いておりますけれども、この活動に取り組んでいまして神奈川にある民間団体の方々にもお話を聞いたんですが、その事件ごとに、また法廷ごとに裁判所にコートハウズドッグの付添いについて上申をして、そして許可、許可を受けなければ犬を連れていくことはできませんし、必ずしもその裁判所が理解があるかどうかというのを話してみなければ分かりませんので、言ってみれば、そのときになってみないと、どれだけこの準備をしてきても実際にこの付添いが、コートハウズドッグの付添いができるかどうか分からない、そうしたこの手間といえますか、活動の様々な障害も実際にはあるというふうな伺いました。

まず最高裁にお聞きしたいんですけども、このコートハウズドッグの同行につきまして、被害者である子供の人の擁護、また利益の擁護というところもそうですし、また、コートハウズドッグが付き添うことによつて、証言をしてもいいと、こういうふうな子供が決意をするということもあるそうです。つまり、適切な刑事裁判手続を実現していく、適切にこの証言を得るといふ観点でも非常に重要ではないかと思うんですけども、是非、裁判所におけるこのコートハウズドッグの活動が円滑に進むように、裁判所においてしっかりとこの理解をしていただきたいというふうな思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉崎佳弥君) お答え申し上げます。

裁判所といたしましては、刑事事件におきまして特に年少の証人が証言をする場合には、その負担に十分配慮をした上で適切な事実認定を行う必要

要があると考えているところでございますが、証人を保護するためにどのような措置をとることが適切かにつきましては、事案の性質や証人の状態、当該措置の実施を求める申出の内容等の具体的事情に即しまして、各裁判体が訴訟指揮権に基づきまして個別に判断しているものと承知しております。

委員御指摘がありました犬を付き添われることを認めるかどうかにつきましては、今述べましたような具体的な事情等に即しまして、各裁判体が訴訟指揮権に基づきまして適切に判断しているものと承知してございます。

事務当局として個別事案の判断内容を周知することは難しいでございますけれども、今後、委員の御指摘も含めまして、証人の負担軽減に向けて実務の動向を注視しつつ、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 裁判所とお話しすると、そういう訴訟指揮権の問題であると。つまり、個別の案件のことなので何ともなりませんというふうな回答なんですけれども、そうではなくてということをお申し上げていくわけでありまして、やはり、制度化されていないことの問題でもありますし、また、裁判所もいろんな裁判官の研修やついでに、しゃつたりとか、それから、性犯罪被害の関係については、まさにこの個別の裁判所の判断である事実認定に関することについて、被害者の心理状態のことか被害者の支援団体の皆さんからお話を聞いたりとか、そういったことも努力をされているわけでありまして、こういった子供の権利ということ、被害に遭った子供たちの保護ということについても是非見識を深めていただきたいと思

います。

それから、コートハウズドッグの活動には検察の協力も不可欠なわけですけれども、検察庁においては、法務省においてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

犯罪の被害に遭われた方は犯罪によりその心身に重大な被害を受けている場合が多く、捜査、公判におきまして、その負担軽減に十分配慮することが必要であると承知しております。とりわけ児童虐待事案につきましては、心身に重大な被害が及ぶことから、いわゆる二次的被害を防ぎ、被害児童の健全な成長を損なわないよう、児童であるという被害者の特性を十分に踏まえた配慮が必要であるものと承知しております。

御指摘のコートドッグなど、付添い犬による法的心理的負担を軽減するための取組の一つであるものと認識しております。検察当局におきましても、付添い犬による付添いも含め、被害者の特性に応じた配慮を行っていることの必要性は認識しているものと承知しております。

○佐々木さやか君 配慮の必要性について認識をさせていただいているということでございます。私が民間団体の方々からお話聞いたときには、基本的に理解してくだる検察官、裁判官も多いうふうな聞いていますので、検察官、裁判官を信頼したいと思っておりますけれども、やはり、何を信じていいか、中には、ある程度説得をしないと必要性を分かってもええなという場合もあるそうです。ですので、やはり認識を是非深めていただきたいというふうな思っております。

それから、児童虐待や性的被害に遭った子供たちに関するとして、司法面接、この制度の今改正の議論が進んでおります。コートハウズドッグが例えば付き添って司法面接、協同面接が行われたとしても、そのときの面接の録音、録画、これは現在の刑事訴訟法上、証拠にすることにハードルがあるわけでありまして、これをしっかりと活用できるようにすることで今議論を進めていただいておりますので、ちょっと時間が余らないので、この点の議論については端的にお答えをいただければと思うんですけども、しっかりと議

論をしていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。性犯罪に対処するための法整備につきまして、現在、法制審議会の部会において調査審議が進められているところでございまして、十月二十四日の部会において、それまでの御議論を踏まえた今後の検討のためのたたき台として試案が示され、その後、試案を基に更に御議論が行われているところでございまして。

委員御指摘の点につきましては、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設という諮問事項に対応して、試案におきまして、反対尋問の機会を保障しつつ、主尋問に代えて、子供も含め性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を公判の証拠とすることができるようにする案が示されており、今後、試案を基に更に御議論が行われる予定でございまして。

法制審議会において充実した御議論が行われるよう、引き続き適切に対処してまいりたいと思ひしております。

○佐々木さやか君 大臣に最後お伺いしたいと思ひますが、現行の刑事司法手続というのは、被害者が子供であることの想定を余りしていないんですね。大人が中心なんです。先ほど、証言を証拠にするこの課題ということも申し上げたんですけれども、原則は、法廷に実際に行つて、で、証言をする人というのは、自分とその敵対する関係の人から厳しい尋問を受けて、いわゆる反対尋問というものを受けて、それでも証言が揺るがないと、しっかり証言できる、それで初めて証拠として採用できるという仕組みになっております。ですから、これは本当に、大人であっても、初めて法廷に行つてそういった反対尋問を受けるといふのは非常に大変なことですが、とりわけ、こうした厳しい状況に置かれた子供たちにそれがで

きるかといったら無理なわけで私は思ひます。ですから、どうしても大人中心になっているこの日本の司法手続というのはなかなかこの被害者のことに思いをはせていないなということも思ひますけれども、そういったことから、先ほど私が申し上げたコートハウズドッグですとか司法面接といったことも含めて、是非大臣には、この刑事手続における子供の権利利益の擁護ですとか子供に寄り添つた制度運用ということについては非取組を進めていただきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤健君) 児童虐待など子供に対する犯罪はその心身に深刻な影響をもたらすものでありますし、刑事手続においても将来に対する悪影響を防止すると、そのために、その心情や特性に十分配慮した対応が取られることは非常に重要であるというふうな認識をしております。

子供を含めて被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、このお話ありましたが、現在、法制審議会の部会において法制審議が進められているところであり、私としてはその充実した議論を期待しているところであります。

また、検察当局においては、平成二十七年十月から、警察、児童相談所と連携をしまして、被害児童の事情聴取に先立つて協議を行い、代表者が聴取を行う取組を実施するなど、児童の負担の軽減に向けて一定の取組を進めているものと承知しております。検察当局においては、今後とも、御指摘のコートハウズドッグの付添いなども含め、被害者の方の特性や要望を踏まえつつ適切な配慮を行つていくものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、犯罪の被害者に対しては、その特性を踏まえたきめ細やかな対応が必要であります。第四次犯罪被害者等基本計画においても、犯罪被害者等施策は、その個別的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければなら

ないとされているところであります。

犯罪の被害者が子供である場合には、子供の特性を十分理解し、子供の権利利益に寄り添つた対応を行つていくことが必要であるものと承知をいたしております。今後とも必要な検討をまいりたいと思ひます。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

○委員長(杉久武君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に公安調査庁次長田野尻猛君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○鈴木宗男君 先ほど牧山委員の方から、判例交流についての話ありました。検事と裁判官の交流、刑事事件についてはなくなりましたね。これは二〇一二年からですか。これ、私が国会で相当質問主意書出して、政府にやめた方がいいと。当時、司法ジャーナリストの魚住昭さんが、この判例交流というのは泥棒と警察が交流しているようなものだという極めて分かりやすい指摘をされておりました。

私自身も裁判官と、検察、裁判官と向き合うとき、同じ土俵の人が交流しておったんでは、これは私は、どこかで情が働いたり、どこかで何がしかの人間的な関係で左右される面があると思うから、これは絶対駄目だと言つてきましたね。

ただ、今、民事ではなおこの判例交流が続いている。私は、刑事事件でやめたならば民事もそうすべきだと思いますけれども、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) これ、先ほど来から答弁

をさせていただいておりますけど、一般論としては、法曹は法という客観的な規律がありますものから、それに従つて活動するというものであると考へておきまして、裁判官、検察官、弁護士いずれの立場においても、その立場に応じた職責を全うするものであるというふうな考へておりますので、裁判所において国を当事者とする訴訟、これ担当していた裁判官が訟務局に異動し当該訴訟に参与することについては、直ちに職務上の問題が生ずるというふうには考へていないところであります。

ただ、その運用に当たりましたは、国の当事者等とする訴訟の遂行に当たつては、裁判の公正性ですとか職務の中立公正な遂行に疑念を抱かれることのないよう、かつて裁判長として担当した訴訟には関与しないという対応を行っているところでございます。

○鈴木宗男君 大臣ね、検察官は行政ですね、裁判官は司法ですね、我々立法府です。三権分立をもって民主主義ですね、日本の議会制度になつておりますね。間違ひなく裁判官は司法であつて、そして検察官が行政であるならば、疑念を持たれないようにするといつても、疑念を持つ人が出てくるのは当然ではないでしょうか、単純に考へて。委員の皆さん方もどうですか。

私は、疑念を持たれないと、それは当たり前です。それは行政でも立法府でもどこでも疑念持たれちゃいけませんよ。三権分立といひながら、何で裁判官と検察官の交流はいんだという。一般的に考へたら、もし、昔、司法修習が同期だとか、あるいは同じ職場にいたとなれば、人間として何がしかの感情が働くのは当たり前じゃないですか。疑念を持たれないようにといつたつて、疑念持つのが普通ではないでしょうか。先生方、どうでしょう。

私は、そういった意味でも、ここは見直しをした方がいいんじゃないかということをやつたわけですか。現に刑事事件ではやつたわけですか

ら、一二年に。民事もそれは検討すべき今時期に
来ているんじゃないかという。人材の活用は、登用
必要ですけども、それぞれの分野でやるべき話
なんです。どうでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) 委員御案内のとおりだと
思うんですけど、判検交流そのものにつきまして
は、法務省が所掌する司法制度あるいは民事、刑
事の基本法令の立案、訴訟事件の遂行等の事務に
おきまして、裁判所の経験を有する法律専門家
ある裁判官を任用させていただくことの必要性は
あるんだらうと思っております。また、裁判官が裁
判官以外の法律専門職としての経験その他の多様
な経験を積むことが、多様で豊かな知識、経験を
備えた視野の広い裁判官を確保することにつな
がっていくことから、意義があるんだらうという
ふうに考えているところであります。

ただ、繰り返しになりますが、その配置につ
きましては、申し上げましたように、訴訟部門のよ
うな国を当事者等とする訴訟の遂行に当たり、裁
判の公正性や職務の中立性、公正な、中立公正な
遂行に疑念を抱かれないような対応はしっかりと
していかなきゃいけないというふうに考えている
ところであります。

○鈴木宗男君 大臣、その疑念を抱かれないのは
これ当然ですからね。ただ、私は、これ検討に値
するんじゃないかと思えますよ。

これ、どう考えても、司法と行政が何でこれ一
緒になります、単純に考えて。ここは是非とも、
大臣、今の時代から見ても、私はそれぞれのつか
さつかさで、みんな真面目に懸命にやっていると
思いますよ。私自身は、これ民主主義というのは
信用ですから、信頼ですから、私は疑念は持たな
いけれども、ただ、一般的に見れば、どうしても
ちよつとどこかで何がしかの感情が働くんではない
かという気持ち持つのが当然でありますからね。

私は、ここは一遍になくせといつても無理かも
しれませんが、徐々に減らしていくとか何か
知恵を出すべきときでないかと思えますけれど

も、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 御答弁としては繰り返し
になりますが、私も公務員時代、十数か所仕事を
してまいりましたが、利益が相反するような仕事も
してきましたが、その場その場でその職責をしつ
かり尽くしていくことに努力してきましたので、
やはり判検交流そのものをやりながらも、その裁
判の公正性や職務の中立公正な遂行に疑念や支障
がないように進めていくということが大事ななん
じやないかというふうに思っております。

○鈴木宗男君 大臣、多くの弁護士さんの中
で、やっぱり判検交流については疑問に思ってい
ますよ。私の主任弁護士、弘中惇一郎さんとい
います、なんか、判検交流はおかしいと思ってい
る一人であります。あと、足利事件を扱った佐藤
さんにしても、この方も日本では著名な弁護士さ
んですけれど、この方も同様の見解持っています
ね。私は、そういった人たちがそれなりの頭づく
りをしているならば、ここは大臣、せつかく齋藤
大臣、私は期待の法務大臣だと思っておりますの
で、頭にちよつと入れて、今後考えていただきたい
いなと、こう思っております。

これ、質問通告なしに話しながらも、齋藤大臣
が非常に真摯な答弁してくれまして、この点は感
謝、お礼を申し上げます。

さきの法務委員会で、私は死刑の告知につ
いての話をしました。花村矯正局長、私は、あなた
の答弁聞いて、告知をすることによって過大な苦痛
を与えることにもなりかねないことかという、
あなた答弁されました。これは、あなたの認識で
しゃべっているんですか、それとも法務省等全体
としての見解なり認識でしゃべっているんです
か。お答えください。

○政府参考人(花村博文君) お答え申し上げま
す。

死刑執行の告知につきましては、御案内のと
おり、死刑確定者本人に対しまして、執行の当日、
執行に先立って行っているところでございます。

本人に対しまして執行の当日より前に告知した
場合には、その心情の安定を害することが懸念さ
れますとともに、かえって過大な苦痛を与えるこ
ともなりかねないことから、現在の取扱いはや
むを得ないものというふうに我々考えておるとこ
ろでございます。

○鈴木宗男君 花村局長、昭和五十年前は告知し
ていましたね。ところが、昭和五十年に告知をし
たその死刑囚が自殺をした。それから今までの告
知というのをなくして今に至っているという理解
でよろしいですか。

○政府参考人(花村博文君) お答えいたします。

かつて、一部の施設におきまして、心情の安定
した一部の死刑確定者に対しまして、執行の前日
以前にその旨を告知する取扱いをしていた例もあ
るようでございます。相当以前のことでもあり、
その詳細については把握できていないところでご
ざいますけれども、現在の取扱いにつきましては
は、先ほど申し上げたとおり、死刑確定者本人に
対しまして、執行の当日、執行に先立って行っ
ているところでございます。

○鈴木宗男君 法務大臣、死刑囚には告知しな
いけれども、その事件の被害者、家族には告知
をするようになりました。これは三年前からです
ね、二〇二〇年十月二十一日からだと私は記憶し
ていますけれども、被害者の遺族、関係者、家族
に告知するならば、私は死刑囚の家族等に告知す
るのも当然ではないかと思えますが、いかがで
しょう。

○政府参考人(花村博文君) お答え申し上げま
す。

死刑確定者の家族に事前に執行を通知した場合
には、通知を受けた家族に対しまして無用な精神
的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族と本
人との面会が行われました場合、本人が執行の予
定を知ることにより、先ほど申し上げたような同
様の状況が懸念されますことから、現在の取扱い
はやむを得ないものというふうに考えておりま

す。

○鈴木宗男君 これ、委員の皆さん方も、遺族、
被害者の方々には告知をする、いわゆる死刑囚は
いつ執行しますよと言うならば、私は、せめて死
刑囚の家族にも、実はこういうことになりました
と言つて、最後、何がしかの人的な配慮で、五
十年前は、昭和五十年前までは面会もしていたわ
けですから、死刑執行になつてから、なるとい
うか、決まったら、何か言いたいことないか、あ
るいは誰かに会いたいかとか、それなりの人的な
配慮をしていたんですね。それは今の時代でも私
は生かされていいのではないかと思うんですよ。

ここは大臣、是非とも齋藤法務大臣のときに、
今の時代に合った、あるいは、私は、やっぱり価
値、人の価値として、死ぬまでやっぱり死刑囚に
も人権はあるわけでありますから、そういったこ
とを配慮していただいて何か考えていただきたい
と思うんですけども、どうでしょう。

○国務大臣(齋藤健君) 鈴木委員の問題意識
は本心に重く深刻なものだと私は受け止めている
わけでありまして、その死刑確定者の御家族に事
前に執行を通知するという場合には、確かに通知
を受けた御家族に対して無用な精神的苦痛という
ものかなりあるんだらうと思うんですね、事前に
知るといふことは。だから、それが本心にいいの
かどうかということについては私はいろんな御意見
があり得るんじゃないかなと思つているのが正直
なところであり、今の運用については理解をして
いるところであります。

ただ、一点、事実関係なんですけど、被害者の
方の親族あるいはこれに準じる方から御希望が
あった場合には死刑を執行した事実を通知する
ということですので、事後の通知になっているとい
うことはちよつと補足させていただきます。

○鈴木宗男君 今、大臣、事後じゃなくて、こ
うなりますというふうにもやる、希望なり申出が
あれば答えるというふうな、二〇二〇年の十月二十
一日の発表では我々伝えたんですけれども。

○政府参考人(川原隆司君) その点に関する取扱いについて、私の方からお答えをさせていただきます。

委員御指摘の二〇二〇年、令和二年の十月から、被害者の方の親族又はこれに準ずる方々からの御希望に基づいて死刑に関する通知をしているものでございますが、その通知を申し上げる事実というのは、死刑を執行したという事実でございます。すなわち、死刑執行後にその事実をお伝えするというところでございます。

○鈴木宗男君 これ、刑事局長、私が知る限りでは、死刑執行を公表する前の段階で電話などで執行日や執行場所を通知するというふうにあのとき法務省発表していると思えますけれども、これ、局長、いい悪いの話じゃないんですから、要は正確を期すために言っているだけの話ですからね。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

まさに今、鈴木委員の御指摘のように、公表の前ということでございます。公表というのは、当然、死刑を執行して、その後執行した事実を公表するものでございまして、この被害者の親族の方々への通知は執行した後ということでございます。まして、その公表の前だからということとは直ちにその死刑の執行の前ということを意味しておりませんので、繰り返し、委員が正確に事実をということでございますので、改めて申し上げます。ところで、死刑を執行した後、その死刑を執行したという事実を被害者の親族の方々へお伝えすると、そういうことにしているものでございます。

○鈴木宗男君 そうすれば、じゃ、死刑になった人の家族には、今日執行しましたとかということ法務省としては連絡はしているんですか。

○政府参考人(花村博文君) 死刑確定者の御家族には執行の後に連絡をしておるといふふうなところでございます。

○鈴木宗男君 大臣、これ、今双方の、被害者あ

るいは死刑囚の話聞いても、初めて分かる人も多いと思いますけれども、是非ともここは、私は人道的な配慮というか処置はしてやった方がいいんじゃないかなと。やっぱり最後言いたいことが家族にあるだろうし、やっぱりこれ命の重さというのを考えてほしいんですよ。

我々政治家、私がいつも思っているのは、計算のできる価値は簡単なんです。やっぱり計算のできない価値なんです。計算のできない価値というのは何かと云ったら、優しさとか、思いやりだとか、愛情だとか、慈しみなんです。このことを是非とも私は、法務行政に関わる、特に命に関わる判断というのは、私は大事でないかと思っているんです。これ齋藤大臣ならば私たちはできると、こう思いますので、是非ともリードしていただきたいなと、こう思っています。

そこで、矯正局長、私は、矯正施設の皆さん、刑務官、よくやっていると思うんですけども、私自身の経験から、刑務所で刑務官のことを先生と呼びます。私は、上から目線で、これが矯正に大きな私は影響を与えていると思っているんですよ。受刑者がみんな、先生、先生と言う。私は言いませんでしたけど、私は名前でも誰々刑務官と言いましたけど、普通の人は、何というか、ごますりみたくして、先生と言うんですよ。

これ、矯正局長、その先生と呼ばれる事実を知っていますか。

○政府参考人(花村博文君) 今御指摘ございましたように、受刑者、収容者の方から職員に話をする際に、例えば、担当というふうに呼びかけることもあれば先生というふうに呼びかけることもあるというふうに承知しております。

○鈴木宗男君 局長、そこ、はっきりしてください。担当と呼ばれるという表現はないと思いますよ。私はそれは確認したんですから。一般の受刑者はみんな、先生なんです。あとは、担当とは言いません、何々さんですね。

だから、局長、そこら辺、私はしっかり指導し

てもらいたい。全国それは一律の私はルール作りをした方がいいと思うんです。今各施設で、それぞれ施設の判断で様々なルール作っていますね。私は、法務大臣、ここは全国一律の私はルールにするべきだと思うんです。

そして、矯正局長、日常会話に私は標準語を使わせるべきだと思います。法務大臣、ガリッて分かります、ガリ。空下げだとか宅下げだとか、いわゆる日常使わない日本語を使わせるんですよ。御飯のことを物相なんて言わせる。私はこれ失礼な言い方だったと思いますよ、御飯に対して。物を大事にするという気持ち持たなければ、きちっと日常用語使わせるべきです。

この点、法務大臣、私は厳しく指導していただきたい。更生させる、社会復帰させるというならば、やっぱり正しい日本語、正しい日常会話をやるべきなんです。この点、大臣、どう思いますか。

○政府参考人(花村博文君) お答えします。

今先生から御指摘のあった点、非常に重く受け止めて、例えば職員の呼びかけ方についてでありますとか、いわゆる刑務所内の用語についての使用方法につきまして、ちょっと考えさせていたいただきたいというふうに考えております。

○鈴木宗男君 大臣、私も、この死刑囚の問題なんかで矯正局長の答弁聞いてみると、やっぱり上から目線ですよ。何をもって愛情かという、まあ大臣も言われましたけれども、配慮することが、何をもって愛情かといったって、矯正局長、あなただけの価値観じゃないんですよ。多くの人がどう思っているかということを考えるべきですよ。

この点、私は厳しく、やっぱり先に立つ人が心優しくなければ部下まで伝わりませんから。政治家見ていても、長続きする政治家、長続きしない政治家、何がポイントかと思ったら、人間味の質問ですよ。この点、局長、あなたが今矯正局で責任者であるならば、私はもって優しさとか人間味を持ってもらいたい、言葉一つ一つに。それで

なければなりません。同時に、現場の人は一生懸命やっているんですよ。ただ、一人二人の跳ね上がりがあると、その組織は、私は、また駄目になるとだと思っているんですよ。

そういった意味では、是非とも法務大臣、やっぱり社会復帰させる、あるいは更生させるんだという気持ちがあるならば、ふだんから私は、同じ目線で、日常会話にしても上からの押し付けるような言いぶりさせないで、元々この刑事施設は、昔の、明治時代の陸軍からの伝統を引いているんですよ、この物言いにしても、あるいはこの食事の出し方、収容の仕方等も。こら辺、いろんな本出ていますから、参考になるかと思いますが、私もそういったものを見ながら、あるいは、私が一年間収監生活送っている間に佐藤優さんがそういった本たくさん送ってくれて、私も勉強したんですけどね。

どうか法務大臣、やっぱりこの人権というのは皆五分だという意味でもやっぱり配慮いただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 刑事施設におきましては主として受刑者を処遇しているわけで、その目的は改善更生や円滑な社会復帰を図ることにあるわけでありまして、その目的に合致するような処遇をしっかりとしていかなくちやいけないうこととはおっしゃるとおりだと思っておりますので、私も目配りをしていきたいと思っております。

○鈴木宗男君 終わります。

○川合孝典君 国民民主党の川合孝典です。通告にはありませんが、この間の判検交流に関するやり取りを聞かせていただいております。一言法務大臣に申し上げたいことがございます。質問に対するお答えとしては、大臣としてそうお答えされるしかないことだと思っております。お答えされるということだと思っております。そのこと自体が問題ということでありまして、そのことについてどう受け止めて、今後の人事をどうし

ていくのかということが問われなければならないと思っております。

この場合、既にこの人事に対して問題の指摘がされているわけでありますから、仮に今後の訴訟で国に有利な判決が出た場合には、この新たな訟務局長の存在というものが取り沙汰されることになるわけでありまして、その判決内容が適正かどうかということ以前の問題として、疑念がそのまま将来に先送りされることにつながる、そうならないように、これまでの人事では、裁判、判事をやっていたりした方が判検交流で動かれたときには、たちまち利益相反を推定されるような場所には人事異動させないということが多分やってきましたんだと思うんです。そういう意味では、今回の人事異動というのは、私は外形的に見て軽率だったと言われても仕方がないと思っております。

そのことを踏まえて、これ、局長の人事権というのは私は大臣にあると思っておりますが、先ほどの大臣の御答弁を聞いている限りは、何となく、まあなられたばかりだから仕方がないのかもしれないけれども、人ごとのようにちよっと聞こえませんでしたので、そのことだけはちよっと指摘させていただきます。

このままの状態を放置しておきますと、より問題が大きくなってきて、この判検交流全体の話が例えば予算委員会を始めとするより大きな委員会で注目を集めることになるわけでありまして、法曹の、優秀な法曹の方をそれぞれの立場で能力を発揮していただくための人事、これが適正に機能するためには、それ以前の問題として、組織としてこの人事の在り方、いわゆる判事、検事のそれぞれの立ち位置というものをきちんと整理する必要があるということには指摘させていただきたいと思っております。

私からはそれだけ申し上げさせていただいて、質問に入りたいと思っております。

まず、東京入管の事案について、先ほど加田先生始め何人の方が御指摘をされておりましたけ

ど、私からも少し確認させていただきたいことがあります。

これ、テレビの電気コードを引きちぎって、五十円玉に結んで、こめかみにゴムで巻いてという、こういう一連の行動をされていたわけでありますが、電気コードというのは、その上で、ベッドで倒れているところが見付かったという話だったんですが、そんな長い電気コードがこの室内にはそもそも存在していたものなんでしょうか。これ、ちよっと入管の方にお伺いします。

○政府参考人(西山卓爾君) 使用された電気コードでございますが、居室に天井からつり下げられる形のテレビが置いてありまして、もとより被收容者が御覧いただくためのテレビですけども、そのテレビの電気コードでございます。で、コンセントは天井に付いておりまして、天井からこうテレビの方に電気を送るという、まあその電気コードが引きちぎられた状態であったということでございます。

○川合孝典君 それで、その引きちぎった電気コードを使ってベッドまで引つ張ってきたということですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 天井にコンセントがあります、コンセントは抜けません。で、電気コードはちぎります。そうすると、このコンセントが、この差し込む、差し込み口、何て言うんですか、差し込み口の付いたコードを居室の方、居室の方というか、マットレスがあるところに持ってきたというふうな考えられます。

○川合孝典君 つまり、ベッド脇にコンセントがあるということですね。

○政府参考人(西山卓爾君) ございます。

○川合孝典君 分かりました。

ちなみに、自死、自殺をしようと思えば、ひも一本あればできるわけでありまして、どこまで防止できるのかということについては、これは物すごく難しい問題だとは思っておりますけれども、今回こうやって国民の耳目を集める事件、事案に

なつたということでありまして、同様のことが今後繰り返されることになると、これはやっぱり入管としての対応が今後問われることにもなるのかと思っております。こうした、まあそうですね、ちなみに家電製品というのは、この室内での取扱いというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 先ほど申し上げたテレビが備え付けられている場合は、御使用いただく電気ポットがございまして、これも電気で、電気コードでつながっているということでございます。

なお、居室、電気の利用につきましては、その居室におきまして午前七時から午後十時まで通電をするということになっておりまして、それ以外の時間では通電をしていないという状態にしております。

○川合孝典君 入管職員の方の仕事を増やすような話になったら申し訳ない話ではあるんですけども、そこまで注意しながらいろんな対応をしていらつしやるにもかかわらず、今回こういう事象が起きたと。で、このコードを引きちぎって、中の線をむいて、いろんな作業をやつてということには相当な手間暇が当然掛かっているわけでありまして、そうしたそのいわゆる不審な挙動が把握し切れなかったということ、これは部屋にカメラがなかったからということではありますけれども、そのことの問題があると同時に、通電時間が七時から二十二時までだということであれば、再通電する前にどういうことをしなければいけないのかみたいなことも含めて、業務の手順というものですね、入管の職員の皆さんのその業務手順というものを少し見直す必要があるのではないかなと思っておりますが、その点も含めて今後御検討いただけますでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) いずれにしても、今まだ事実確認中でございますし、その確認の結果、更なる調査が必要であれば適切な対処をして

いきたいと考えておりますので、委員の御指摘の点も含めて検討したいと考えております。

○川合孝典君 この間、一連の名古屋入管の話も含めて様々なやり取りをさせていただいた中で、対応をかなり頑張つてやっていたにいたることにについては理解しておりますが、再発をしっかりと防止するためにどういう対応が実効性が高い取組なのかということについては、きちつと精査して取組を進めていただきたいと思っております。

私には、今日、技能実習生の関係のことについて少し確認をさせていただきたいと思っておりますが、愛媛県で起こつたちよつと事案について幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

先日、十一月の中旬であつたと思っておりますが、新聞で報道されました愛媛県の縫製工場における技能実習生への残業代の未払事案について、これちよつと確認させていただきたいと思っております。

口頭で説明しますからちよつと皆さん分りにくいかもしれませんが、この事案は、二〇二〇年の四月から今年の九月末まで、おおよそ二年半、ベトナム人技能実習生をこの縫製工場が十一人実習をさせていただいていた、この残業代が全く未払であつたという、その総額、残業代だけで二千七百万円ということでありまして、そういう事案であります。そして、この不正が明らかになつた縫製工場は早々に自己破産の手続に入ることです。この労働債権の回収には極めて困難を恐らく伴うであろうということが見通されているということでもあります。

これまで法務省としてもこの技能実習生の問題については様々なお取組を進めていただいているにもかかわらず、いまだにこうした事件が起こるの、やっばり制度自体の不備を明らかに示しているということだと私は考えております。

そこで、どこにこれ、今後、この技能実習制度や特定技能の議論を進めていく上で、今の技能実

習制度にどう、どこに問題があるのかということ
を少し確認する意味で質問させていただきます。

まず、一つ目の質問ですが、この当該企業、縫
製工場へ技能実習生を紹介した監理団体があるは
ずでございますが、今回のこの事案についてどう
いった説明を法務省さんの方にしているのかをお
教えてください。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘の事案に
ついての個別の内容につきましてはお答えを差し
控えさせていただきますと考えておりますが、一
般論として申し上げますと、監理団体は、定期又
は臨時に実習実施者に対して監査を実施し、御指
摘のようなその残業代未払などの不適正事案の把
握に努めております。

具体的には、認定計画と異なる作業に従事させ
ていないか、雇用計画に基づき適切に報酬が支払
われているか、人権侵害行為が行われていないか
などについて、技能実習責任者や技能実習生と面
談等を実施することを通じて、事実確認、事実関
係を確認し、法令違反の疑いがあれば実習実施者
に対して改善を図るように指導、助言を行うこと
にも、その結果を外国人技能実習機構宛てに報告
する責務があるというふうになっております。

○川合孝典君 ルールはそうなっておりますけれど
も、二年半以上にわたって見付けることすらでき
なかつたということは、今次長がおっしゃったこ
とはこのケースでは全く機能していなかつたとい
うことの証左であります。

加えて質問したいと思えますけれども、この事
案については事前に私のところにも現場から幾つ
か情報が寄せられておりまして、この技能実習生
さんだけがこういふ状況なのか、日本人の当然従
業員さんともいっしょにやっていますので、ど
うなっているのかということも伺いましたところ
ろ、日本人の従業員さんは定時退社させた上で、
技能実習生だけが残業を、にさせていたといった
ような情報も入ってきているんですね。
これ、じゃ、監理団体は一体何をチェックして

いたのかと、実地検査していたのかという話にな
るわけなんですけど、この辺りのところについ
て、機構の方では実態を把握しているんでしょう
か。あわせて、今後、実態把握するつもりはある
んでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) これも個別具体的な
事案の内容に関することについてはお答えを差し
控えさせていただきますと存じますけれども、現
在、この事案発覚して、現在も調査中であるとい
うことは申し上げたいと思えます。

○川合孝典君 軽々に個別事案については答弁を
差し控えるとおっしゃっていますけど、どうい
う根拠で差し控えることになっているのか、規定上
の根拠をお教えください。

○政府参考人(西山卓爾君) 基本的には、私ども
行政機関として情報を出す場合には、いわゆる情
報公開法にのっとって対応することとしておりま
すけれども、本件につきましては、委員お尋ねの事
項につきましては、この情報公開法五条に定める
法人に関する情報、あるいは事務又は事業に関す
る情報に該当するほか、個別関係者の個人に関わ
る情報にも配慮する必要があるということで差し
控えさせていただいております。

○川合孝典君 現時点では差し控えるということ
なのか、将来にわたってこのまま情報を、既にこ
れ事件についてどうか、問題が表面化しておるわけ
ですよ。そのことに対して説明責任を果たす上で必
要な情報を開示するというのは当たり前だと思
いますけどね。

だから、そこをきちつと、出すべき、情報を開
示すべきものが何なのかということ、それから、守
らなければいけない情報が何なのかということ
をきちんと整理できないままに、隠すような
見え方の対応をされていることが様々な問題を長
期化させているんだと思えますけれども、この問
題についても、明らかに生じていること自体は、
法律、ルールに違反した行為がなされているわけ
ですよ。それを、要は、個別事案については答弁

差し控えますという一言で、要は答弁をそれだけ
で終わらせるから、隠蔽していると、要はそうい
う指摘につながるわけでありまして、この
件についての情報の公開も含めて、それが本
個人情報保護法を始めとする様々な法令に抵触す
るものなのかどうか、このことについてきち
んと精査した上で、改めて、日を改めて御答弁
いただきたいと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(西山卓爾君) まずは、処分をいた
しますればその処分については公表いたします。
また、その事案に応じてでございますが、公表する
ことによる公益性、これはもちろん考慮の上、委
員御指摘の点は改めて検討させていただきたい
と考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。是非よろ
しくお願いします。

あわせて、この監理団体についても不手際が
あったということは結果から明確になっているわ
けでありますので、そもそもどういふ対応をして
きたのかということも含めて精査していただ
きたいと思えます。

加えて質問なんです、技能実習機構による実
際の監理団体やいわゆる実習受入先企業の実地検
査というのは、三年に一回なんです、機構
は。監理団体も年に一回です。というこの頻度
で、本当に適正に技能実習制度がそれぞれの実習
先企業で運用されているのかということにつ
いて、チェックし切れないんじゃないのかと。ま
あ、かねてからそういう指摘はされていたわけ
あります、この検査の在り方ですね、いついつ
行きますと言って実地検査に行く、そうすると、
当然のことながら都合が悪いものは場合によつて
は見えなくすることだつて可能なわけでありま
すし、そうしたいわゆる実地検査、現場の検査の在
り方自体を今後見直していかなければいけないと
思うんですが、これ通告しておりませんか
か。お話聞かれていて、大臣、どう思われます

○政府参考人(西山卓爾君) 定期検査、臨時検査
につきましては、今委員が御指摘いただいたと
りでございます。

それで、検査の方法については、今、公正、統
一的に実施できるように、検査マニュアルのほ
か、検査方針等を策定して実行しているところ
でございます。

また、検査担当職員の資質向上のために、検査
方針の周知であるとか、あるいはOJT、あるい
は指導担当職員向けの研修などを実施して資質の
向上に努めているところでございますが、他方、
委員の御指摘にもございますとおり、実地検査に
つきましては、限られた人員で多くの機関を検査
することが必要になりまして、統一的な指針の
下、様々な検査対象を検査することになりますこ
とから、一定の限界があることは事実でございま
す。

その上で、引き続き実地検査の実を上げられる
よう、質、量共に上げられるように鋭意努めてま
いりたいと考えております。

○川合孝典君 今、御答弁の中で、いわゆる人員
不足のことを指摘されました。もう当然、人員不
足だと思います。限られた人数で数十万人いらつ
しやる技能実習生を要は監理しなければいけない
ということでありまして、そもそも人員体制か
ら無理があるということは私も理解しておりま
す。そうした状況の中で、そのマニュアルを整備
して、個人のスキルアップを行つてという、その
ことももちろん大事なんです、それでもやっぱ
り限界があると思うんですね。

で、そうなったときに、ここまで外国人労働者
の受入れというものが進んで、かつ国としても外
国人の労働力を必要とする状況になってきてい
る中で、外国人労働者の皆さんのいわゆる権利、人
権や労働条件をきちつと守っていくということを
考えたときに、場合によっては、私は、自治体、
地方自治体ですとか、都道府県のいわゆる労働局
ですとか、労働基準監督署ですとか、そういう

わゆる労働に関わる役所はほかにもあるわけでありますので、そういったところとの連携といったようなことも考えるべき時期に来ているのではないのかと思います。

で、これは済みません、通告せずに質問してばかりで誠に申し訳ないんですけど、他省庁とのこの問題に関する連携の在り方等についても議論する必要があると思うんですけど、大臣、どう思われますか。

○国務大臣(齋藤健君) この外国人技能実習機構では、実地検査等において計画どおりに技能実習が行われていないことですか法令違反を把握した場合には指導監督を行って、事案の内容に応じた主務省庁において必要な行政処分等を行うことになっていくわけでありまして、まずはこの制度の適正化ということに努めていかなければいけないわけでありまして、ただ、御案内のように、今委員の御指摘もありましたけど、技能実習制度の在り方等については様々な問題点も、論点も指摘されておりまして、今後開催する、まあ今後って、今日発表した有識者会議においてそういった様々な御意見を伺いながら、政府全体で丁寧な議論を進めていきたいと考えております。

○川合孝典君 今後の議論に大変私も期待しているところではありますが、結論が出て実際動き出すまでにはまだしばらく時間を要するの事実であります。

今生じている問題に対してどう対応するのかということも当然議論されなければいけないんですけど、実は、技能実習生がこういう状況、今回の事案のように二年半にもわたって問題が表面化せずにごままで来た理由、最大の理由は、これを技能実習生が当事者の立場から申立てを行うことで職を失ってしまう、要は自国に送還されてしまうということをおそれることなわけでありまして。制度自体は、技能実習生の権利というものをきちんとして守るとい立場で制度設計がそもそもされているわけですが、当の技能実習生の方は実習先企業か

らのやつぱり圧力を恐れて、本来主張すべき権利が主張し切れていない状況があるんです。

よって、今すぐできることとして問題提起させたいんだけど、技能実習生の方が、要はその不利益を被らずに申立て、要は情報を上げてくれる、申立てができるような制度の枠組みというものを是非考えていただきたいというふうには思っております。

時間が参りましたのでこれで終わりたいと思っておりますけど、そうしたことも含めて、有識者会議で今後議論進めることと同時に、今できること、今やらなければいけないことがあるということの問題提起をさせていただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

十一月十八日に発見された東京入管収容中の五十代のイタリア人男性が死亡された事件についてお尋ねをします。

入管にまずお尋ねいたしますけれども、改めて、どのように亡くなられたんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 現在把握している事実関係でございますけれども、令和四年十一月十八日午前七時二十二分の職員による発見時、この亡くなられた方は、引き裂かれたテレビの電気コードを巻き付けた五十円玉二枚を輪ゴムで固定して両こめかみに当て、コンセントに差し込み通電した状態で、居室内に敷かれた就寝用のマットレスの上に横たわっていた状態であったということでございます。

その後、午前七時二十六分に職員が救急搬送を依頼したものの、午前九時十六分に搬送先病院での死亡が確認されたというものでございます。

なお、搬送先病院医師の所見では、推定される死因は電撃傷であったというふう聞いております。

○仁比聡平君 先ほど来の質疑で、天井からつる

されているテレビの、天井のコンセントにつながっているテレビの電源コード、電気コードを引き裂いたという表現をされているんですけど、かなり高い位置にあると思うんですが、踏み台になるようなものが居室にあるのか、加えて、手で引きちぎったということなのか、その点はいかがですか。

○政府参考人(西山卓爾君) これも事実確認中でございますが、室内にはテーブルがございまして、

それから、私も引きちぎったという表現をいたしました。それが、実際、コードを切った方法についても今事実確認中でございます。明確なことは今お答えできません。

○仁比聡平君 刃物のようなものがあつたのかということも調査中ということなんだろうと思っておりますけれども、生きていた入管が最後に確認をしたのはいつなんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 詳細な事実関係、今確認中でございますが、当日未明の時点では、亡くなられた方が居室内で動いている状況が確認されております。また、居室内のコンセントに通電されるのは午前七時であったため、現時点で把握された事実関係からは、亡くなられた方は午前七時前までは生存していたものと推測をいたしております。

○仁比聡平君 動いているというのは、その居室をどんなふうの確認をしたということなんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 動向確認ももちろんございますけれども、そのほかに、居室内には監視カメラがございまして、ほかの箇所に監視カメラがあつて、それに映っている状況からも確認が取れたということでございますが、その点も含めて今詳細については確認をしているところでございます。

○仁比聡平君 ということは、その動いている入管を、入管といいますか警備官といいますか

確認されていたということのようなんですけれども、そのときの様子というのはどんな様子だったか。というのは、先ほど来御説明いただいているような亡くなり方で自殺をしたと思われるということは、この収容者が相当深い自殺念慮に襲われていた、とらわれていたというふうにも思われるんですけれども、そうした様子というのはなかったんではないでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) その動向の具体的な様子につきましても、今事実を本庁の方で改めて確認をしているところでございます。

○仁比聡平君 大臣、収容中に収容者が亡くなったというこの重み、そして、こういう形で自殺をされたということについてはどうお感じになっておられますか。

○国務大臣(齋藤健君) まず、十一月十八日に東京入管の被収容者がお亡くなりになりました。まづもって亡くなられた方の御冥福をお祈りをしたと思っております。

当然のことながら、入管収容施設に収容されている方が亡くなるということは本来あってはならないことだと思っておりますので、大変重く受け止めなければいけないと認識しております。被収容者の死亡事案などが生じないように処遇全般を適切に行うことは、出入国在留管理行政の私は責務であるというふうにも思っております。

まずは、入管庁において、今委員いろいろ御指摘されましたけど、そういう御指摘あるわけでありまして、しっかりと経緯、死に、死亡に至る経緯の確認をしっかりと行って、適切に対処していかなくちゃいけないと考えております。私からも、事実関係をしっかりと確認して適切に対処するよう指示をしたところでありますので、それをしていきたいと思います。

○仁比聡平君 その、まず、今回の件の実事関係の調査についても、この十一月十八日の未明以降に起こったことは無論のことですけれども、この亡くなられた被収容者の収容やその原因という

ころにもしつかり遡って、遡ってというか、視野をきちんと大きく持って取り組まなければならぬと思うんですが、その点で大臣にもし、確認いただければと思いますが、配付した資料の二枚目に、本年九月十六日に水戸地方裁判所で下された判決文から私の方で抜粋をいたしました。これは、牛久の入管、つまり東日本入国管理センターで死亡したカメルーン人男性をめぐる国家賠償請求事件に係る判決です。

收容者は、その意思にかかわらず居住を東日本入管センター内に限定されて移動の自由を制限されていたことにより、自由に入国者收容所外の医師による診療等を受けることができない立場にあった。したがって、その反面として、東日本入管センターの職員らには、その職務を行うについて、被收容者であったAに対し、その生命、身体

の安全や健康を保持するために社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置をとるべき注意義務があったというべきであるという、こうした判決ですけれども、この判決の一般論、これについては法務省として、大臣として、そのとおりだとお認めいただけるでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 今委員御指摘の部分は、判決文から、判決文の指摘でございます。国の主張は一部認められておりませんが、当方としては控訴している状況でございますので、この判決文の記載についてのコメントは差し控えさせていただきます。

ただ、我が方としても、被收容者処遇規則というのがございます。そこには、「所長等は、被收容者が病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならぬ。」と定めております。

○仁比聡平君 この期に及んでいいいますか、裁判としては、救急車を呼ぶ義務があったか、あるいは、被收容者亡くなられたんですが、この救急車を呼ばなかったことと因果関係があるかという点が争点になっています。ですが、今の局長の答

弁からもうかがわれるように、つまり、被收容者は入管において移動の自由を制限される、自由以外の医師による診療等を受けることができないという、そういう拘禁状態に置かれるわけですね。その反面として、入管には、生命、身体、安全や健康を保持するために社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置をとるべき注意義務があったというのがこの判決なわけですね。

大臣、この被收容者の生命、身体、安全や健康を保持するための社会一般の医療水準に照らして適切な医療上の措置、これは、收容所においてこれはちゃんととらねないといけないでしょう。処遇規則とおっしゃるんだしたら、処遇規則はそれを意味しているんでしょう。

○政府参考人(西山卓爾君) 入管收容施設において、被收容者は、この判決文にも指摘されているとおり、自己の意思により自由に施設外の医療を受けることができないという状況にございます。そのため、その健康の保持と社会一般の医療水準に照らし適切な医療上の措置を行うことは、收容を行う国の責務であるというふうに考えております。

○仁比聡平君 やつと中身はお認めになったわけですね。その生命、身体、安全や健康を保持するというときに、身体的な、けがをしているとかあるいは内臓の疾患があるとかですね、いうことと同時に、いうことと同じに、並んでですね、精神面での健康、これも当然保持されなければならぬし、そうした精神医療、典型的には、も社会一般の水準に照らして適切に行われるべきですね。

○政府参考人(西山卓爾君) 今答弁をいたしました医療上の措置には、当然ながら精神疾患に対する措置も含まれるというふうに考えております。

○仁比聡平君 この十八日に亡くなられた被收容者ですけれども、入所時には健康状態に関する質問書やあるいは入所時健診というのも行われるわけです。その後、やり取りといいますか、收容中

の警備官とのやり取りというのもあるだろうと思えますけれども、その中でこの自殺念慮を疑わせる、したがって、御本人の申出があればもちろんだけれども、入管の側からカウンセリングのような機会を持ったかどうかと促したり、あるいはお医者さんが事実上診に行ってみたり、あるいは入管の方で強制的にそうした診療を受けていただいたりという、そうした精神的な医療というのは行われたんですか。

○政府参考人(西山卓爾君) その点も含めまして事実確認中でございますが、御本人様、御本人は庁内医師が複数回診療を行ったということは確認できております。ただし、收容後、精神科医師が受診を行ったという事実は把握できておりません。あつ、受診を、失礼、撤回します。御本人が收容後、精神科医師の受診を受けたということはございません。

○仁比聡平君 精神科の医師の受診は行ってないということなんですね。内科の先生が御覧になったのかどうかということもあるんですけども、そもそも現在の入管では、被收容者の診療に関する判断というのは医師が直接行うのではありませんよね。医師の診察に立ち会った入管職員が報告に基づいて、收容所長あるいは入管の局長が行うということになっている。

これ、けがとか内臓疾患なんかのときだつて、インフォームド・コンセントがこれで成り立つのかということ、私、甚だ疑問なんですけれども、特にメンタル、自殺念慮に襲われると、それがなぜかなどというのは、信頼関係が結ばれなければきちんと把握をして適切な治療を行うということ、私、できないんだと思うんですよ。これを、仮放免を取り消して、社会での生活を奪われ

て收容された、その收容の当局が生殺与奪の権を握っているという中で、この方が苦しめたのではないかと。自ら精神科でのカウンセリングなんかを申し出るというみたいなのは、到底そういう状況にはなかったのではないかと。

だから、本当にこういう自殺の防止のためにも、適切な治療を受けよう、受けてもらおうと受けさせようということであれば、この入管の中の医療の在り方ということを根本的に改めなければならぬのではありませんか。

○政府参考人(西山卓爾君) 先ほども申し上げたとおり、規則に定められているとおり医師の診察を、診療を受けさせ、病状により適切な措置を講じなければならぬということが所長等に義務付けられていることから、当然ながら、その被收容者の状況に応じて、精神疾患の疑いも含めてですね、そういった疑いがあれば必要な措置を講じなければならぬということになりますので、その点はその所長以下職員も目くばせをしていくのが当然であろうかというふうに一般論としては考えます。

ただ、本件につきましては今事実確認中でございますので、本件に関しましてはちょっと今お答えできる状況にはございません。

○仁比聡平君 今、入管が本件においては事実確認中で答えられないと言っており、つまり、自殺されたということはおおよそ、恐らく間違いのないことですよ。亡くなり方も、ちよつとなかなかない亡くなり方じゃないですか。よほどの自殺念慮があつただろうと思うんですよ。だけれども、結果自殺をされた、その間、精神的なケアはなされていないという、それはもうはっきりしているわけで、だから、このままでは自殺は防止できないでしょうということなんですね。

先ほどの質問の中で、この收容が仮放免の取消しだということはもう既に御答弁がありました。この仮放免の取消しとこの精神的な影響、仮放免の取消しによる收容が精神面に及ぼす影響というのは、私は大きいんじゃないかと思えます。ついこの十一月三日に、国連の自由権規約委員会が日本に対してこの入管の人権侵害について勧告を行いました。同種の勧告というのは、二〇〇七年の拷問禁止委員会、二〇一三年の同委員会、

二〇一四年の自由権規約委員会、二〇一八年の人權差別撤廃委員会、あるいは二〇二〇年の国連人權理事会の恣意的拘禁作業部会など、相次いでいる、後を絶たないわけですか。

ここで特に厳しく指摘をされているのが、收容の長期化、あるいは上限もないじゃないか、無期限に收容されるじゃないか、あるいは外国人が不当な取扱いを受けているではないかと、司法による独立した審査もないではないかなんてですね。

そうした長期收容に、一旦社会に出ていたんだけれども仮放免取り消されて收容されてしまったと、これは被收容者にとって絶望感を高じるという大きな要素にはなると思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(齋藤健君) 御指摘の点を含めて、その入管收容施設へ收容されるということが、事案によっては、まあ一般論でありますけど、当該外国人の精神状態に悪影響を及ぼすということは、私はあり得るんだろうと考えています。そのような外国人に対しては、精神科医による診察等の医療上の措置をとるなど、人道に配慮した適切な対応を行うことは当然に必要なことであると私は承知をしております。

ただ、本件につきましては、今委員が御指摘されたことから分かりますように、様々事実関係を確認しなくちゃいけないことが多々あるうかと思っております。まずはその事実確認を優先して対応していきたいと思っております。

○仁比聡平君 今の大臣の答弁、大切なことだと思うんですが。

となると、やっぱり改めて、收容者、新たに收容される人、そのうち、收容前の在留資格がどういうもので、收容された理由は何なのか、これ、仮放免の取消しという本件のような事案がどれくらいあるのか、それから、收容が終了するということがありますよね、その内訳という、そうした今の現在の入管の收容の実態を国民的にちゃんと

明らかにして、医療の必要性、人員の配置の問題などもきちんと議論できていくような、そうした統計をちゃんと取って明らかにすべきではありませんか。大臣、いかがですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 私どもでその統計として把握しているのは、あるいは入所総数であるとか出所総数、被送還者数、在留特別許可件数、仮放免許可件数等でございます。

委員の問題意識、あるいはその收容あるいは收容を解かれるということに関連するものとしてはそういう統計を取ってございしますが、ある一定の時点で收容されている者がその後どういう内訳で收容を解かれるのか、解かれていないのかといったところを統計として把握していることはございませぬ。

もちろん、個々の処遇において、ある者が收容され仮放免になったが取り消されて送還されたというような一連の経緯はもちろん個々で把握しておりますけれども、それを、ちよつとイメージがよく湧かないんですけれども、それをこの統計的なもので数値的に何か整理をしているということではございません。

それから、もう一つ、委員御指摘あつた收容前の在留資格、これについては統計を取ってございませぬ。

○仁比聡平君 質問にお答えになつていないのでちよつとあえてもう一回聞きますけど、それはそうですねです。今、だから、生殺与奪の権を握っている入管が、自分ところのブラックボックスの中で我が裁量ですというふう言っていたら、何にも変わらないじゃないですか。ちゃんとどんなことになつていのか分かるように、統計のその取り方はいろいろあるでしょう、それを明らかにすべきだと。大臣、いかがですか。

○政府参考人(西山卓爾君) その問題意識として、例えばですが、收容期間が結局どのくらい長くなつていのか、長くなつていないのかといったところについては、昨年統計を取って、数字を

取つてみたことはございます。ですので、その委員の御指摘、何かこう抽象的には分かるんですけど、具体的にどのような数字で統計を取つていいるのか、いま一つ私も理解が及ばないところがございます。申し訳ありません。

○委員長(杉久武君) おまともください。

○仁比聡平君 大臣が最後までお立ちにならないので今日はこれで終わりますが、入管は、中で自分たちは知つていからつていうことでしょうか、つまりね。知つてい人がちゃんと整理してみんなに知らせるというのが本来の当たり前であつて、私もよく聞き方考えたいと思います。

○委員長(杉久武君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(杉久武君) 民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤法務大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、無戸籍者の問題を解消し、児童虐待を防止するなどの観点から、民法等の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、民法の一部を改正して、嫡出推定規定を見直し、母の婚姻の解消等の日から三百日以内であつても、母の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとし、これに伴い不要となる女性の再婚禁止期間に関する規定を削除するとともに、嫡出否認をすることができるとする者の範囲及び嫡出否認の訴えの出訴期間を見直し、また、

事実上反する認知についてその効力を争うことができる期間を設けるなどの措置を講じ、さらに、親権者の懲戒権に関する規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重することや体罰

をしてはならないこと等の規定を新設することとしております。

第二に、国籍法の一部を改正して、事実上反する認知の効力を争えなくなつた場合でも、事実上反する認知によつては日本国籍を取得することができないことを明らかにする規定を設けることとしております。

第三に、人事訴訟法及び家事事件手続法の一部を改正して、嫡出否認の判決又は審判が確定した場合に、その内容をこの判決等により嫡出推定を受けることとなる母の前夫に通知すること等の規定を設けることとしております。

第四に、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部を改正して、嫡出否認をすることができる者の範囲の見直しに係る民法の一部改正に伴い、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設けることとしております。

第五に、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正して、親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護及び教育等に関する必要な措置について、子の監護及び教育等に係る民法の一部改正と同様の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(杉久武君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百三十三条を次のように改める。

第七百三十三条 削除

第七百四十条中「第七百三十一条」の下に、「第七百三十二条、第七百三十四条」を加える。

第七百四十三条中「から第七百四十七条まで」を、「第七百四十五条及び第七百四十七条」に改める。

第七百四十四条第一項中「第七百三十一条」の下に、「第七百三十二条及び第七百三十四条」を加え、

同条第二項中「又は第七百三十三条」を削り、「当事者の配偶者又は前配偶者」を「前婚の配偶者」に改める。

第七百四十六条を次のように改める。

第七百四十六条 削除

第七百七十二条第一項中「子は、」の下に「当該婚姻における」を加え、同項に後段として次のように

加える。

女が婚姻前に懐胎した子であつて、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。

第七百七十二条第二項中「婚姻の成立」を「前項の場合において、婚姻の成立」に改め、「二百日」の下に「以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から二百日」を加える。

第七百七十二条に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。

4 前三項の規定により父が定められた子について、第七百七十四条の規定によりその父の嫡出であることが否認された場合における前項の規定の適用については、同項中「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻(第七百七十四条の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。）」とする。

第七百七十三条中「第七百三十三条第一項」を「第七百三十二条」に、「再婚」を「婚姻」に改める。

第七百七十四条中「第七百七十二条の」の下に「規定により子の父が定められる」を加え、「夫」を「父又は子」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による子の否認権は、親権を行う母、親権を行う養親又は未成年後見人が、子のために行使することができる。

3 第一項に規定する場合において、母は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなときは、この限りでない。

4 第七百七十二条第三項の規定により子の父が定められる場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であつて、子の父以外のもの(以下「前夫」という。)は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなときは、この限りでない。

5 前項の規定による否認権を行使し、第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに子の父と定められた者は、第一項の規定にかかわらず、子が自らの嫡出であることを否認することができない。

第七百七十五条中「前条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「子又は親権を行う母」を「それ

それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 父の否認権 子又は親権を行う母
 - 二 子の否認権 父
 - 三 母の否認権 父
 - 四 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母
- 第七百七十五条に次の一項を加える。
- 2 前項第一号又は第四号に掲げる否認権を親権を行う母に対し行使しようとする場合において、親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。
- 第七百七十六条中「夫」を「父又は母」に改め、「ときは、」の下に「それぞれ」を加える。
- 第七百七十七条中「嫡出否認」を「次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認」に、「夫が子の出生を知った」を「それぞれ当該各号に定める」に、「二年」を「三年」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 父の否認権 父が子の出生を知った時
 - 二 子の否認権 その出生の時
 - 三 母の否認権 子の出生の時
 - 四 前夫の否認権 前夫が子の出生を知った時
- 第七百七十八条を次のように改める。
- 第七百七十八条 第七百七十二条第三項の規定により父が定められた子について第七百七十四条の規定により嫡出であることが否認されたときは、次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める時から一年以内に提起しなければならない。
- 一 第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに子の父と定められた者の否認権 新たに子の父と定められた者が当該子に係る嫡出否認の裁判が確定したことを知った時
 - 二 子の否認権 子が前号の裁判が確定したことを知った時
 - 三 母の否認権 母が第一号の裁判が確定したことを知った時
 - 四 前夫の否認権 前夫が第一号の裁判が確定したことを知った時

第七百七十八条の次に次の三条を加える。

- 第七百七十八条の二 第七百七十七条（第二号に係る部分に限る。）又は前条（第二号に係る部分に限る。）の期間の満了前六箇月以内の間に親権を行う母、親権を行う養親及び未成年後見人がないときは、子は、母若しくは養親の親権停止の期間が満了し、親権喪失若しくは親権停止の審判の取消しの審判が確定し、若しくは親権が回復された時、新たに養子縁組が成立した時又は未成年後見人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、嫡出否認の訴えを提起することができる。
- 2 子は、その父と継続して同居した期間（当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間）が三年を下回るときは、第七百七十七条（第二号に係る部分に限る。）及び前条（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、二十一歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる。ただし、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない。
 - 3 第七百七十四条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。
 - 4 第七百七十七条（第四号に係る部分に限る。）及び前条（第四号に係る部分に限る。）に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、子が成年に達した後は、提起することができない。
（子の監護に要した費用の償還の制限）
- 第七百七十八条の三 第七百七十四条の規定により嫡出であることが否認された場合であっても、子は、父であった者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。
- （相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権）
- 第七百七十八条の四 相続の開始後、第七百七十四条の規定により否認権が行使され、第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに被相続人がその父と定められた者が相続人として遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときは、当該相続人の遺産分割の請求は、価額のみによる支払の請求により行うものとする。
- 第七百八十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の子が出生した場合において、第七百七十二条の規定によりその子の父が定められるときは、同項の規定による認知は、その効力を生じない。

第七百八十六条を次のように改める。

(認知の無効の訴え)

第七百八十六条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める時(第七百八十三条第一項の規定による認知がされた場合にあつては、子の出生の時)から七年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、第三号に掲げる者について、その認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。

一 子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知った時

二 認知をした者 認知の時

三 子の母 子の母が認知を知った時

2 子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間)が三年を下回るときは、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、二十一歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、子による認知の無効の主張が認知をした者による養育の状況に照らして認知をした者の利益を著しく害するときは、この限りでない。

3 前項の規定は、同項に規定する子の法定代理人が第一項の認知の無効の訴えを提起する場合には、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定により認知が無効とされた場合であっても、子は、認知をした者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。

第八百二十二条を削り、第八百二十一条を第八百二十二条とし、第八百二十条の次に次の一条を加える。

(子の人格の尊重等)

第八百二十一条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の第二項中「教育及び懲戒」を「及び教育」に、「探る」を「とる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

第四十七条第三項中「里親」の下に「(以下この項において「施設長等」という。)」を加え、「教育及び懲戒」を「及び教育」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(国籍法の一部改正)

第三条 国籍法(昭和二十五年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第四条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(児童の人格の尊重等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

第十五条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(人事訴訟法の一部改正)

第五条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十五条」に、「第四十四条」を「第四十六条」に改める。

第二十七条第二項中「嫡出否認」の下に「(父を被告とする場合を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「夫が」を「父が」に改め、「第七百七十七条」の下に「(第一号に係る部分に限

る。)若しくは第七百七十八条(第一号に係る部分に限る。))を加え、「その他夫」を「その他父」に改め、「血族は」の下に「父の死亡の日から一年以内に限り」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「夫」を「父」に改め、同条に次の二項を加える。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫は、同法第七百七十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は取消しの後に母と婚姻していた者(父を除く。)がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合してそれらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起しなければならない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないであらなければならない。

第四十四条を第四十六条とする。

第四十三条第一項中「配偶者又はその前配偶者」を「前婚の配偶者又はその後婚の配偶者」に改め、同条第二項第一号中「配偶者及びその前配偶者」を「前婚の配偶者及びその後婚の配偶者」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 母の前婚の配偶者 母の後婚の配偶者

三 母の後婚の配偶者 母の前婚の配偶者

第三章中第四十三条を第四十五条とし、第四十二条を第四十四条とし、第四十一条の次に次の二条を加える。

(嫡出否認の判決の通知)

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫(訴訟記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。)に対し、当該判決の内容を通知するものとする。

(認知の無効の訴えの当事者等)

第四十三条 第四十一条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条(第一号に係る部分に限る。))若しくは第七百七十八条(第一号」とあるのは「第七百八十六条第一項(第二号」と読み替えるものとする。

2 子が民法第七百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)に定める期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴えを提起することができる。この場合においては、子の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならない。

3 子が民法第七百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)に定める期間内に認知の無効の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により認知の無効の訴えを提起することができる者は、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二百一十四条第一項後段の規定は、適用しない。

(家事事件手続法の一部改正)

第六条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百八十三条」を「第二百八十三条の三」に改める。

第二百五十九条第二項中「夫」を「父及び民法第七百七十四条第四項に規定する前夫」に改める。

第二百八十三条中「夫」を「父」に改め、第三編第二章に次の二条を加える。

(嫡出否認の審判の通知)

第二百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫(事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。)に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

(認知の無効についての調停の申立ての特則)

第二百八十三条の三 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他認知をした者の三親等内の血族が認知をした者の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

2 子が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、子の直系卑属又はその法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、子がした調停の申立ての時

に、その訴えの提起があつたものとみなす。

別表第一の五十九の項中「第七百七十五条」を「第七百七十五条第二項」に改める。

(生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部改正)
正)

第七条 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(令和二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「同意をした夫による嫡出の否認の禁止」を「より出生した子についての嫡出否認の特則」に改め、同条中「夫は」を「夫、子又は妻は」に、「第七百七十四条」を「第七百七十四条第一項及び第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中民法第八百二十二条を削り、同法第八百二十一条を同法第八百二十二条とし、同法第八百二十条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(再婚禁止に違反した婚姻の経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)より前にされた第一条の規定による改正前の民法第七百三十三条第一項の規定に違反した婚姻についての取消し及び同項の規定に違反して再婚をした女が出生した子に係る父を定めることを目的とする訴えについては、なお従前の例による。

(嫡出の推定に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の民法(以下「新民法」という。)第七百七十二条の規定は、施行日以後に生まれる子について適用し、施行日前に生まれた子についての嫡出の推定については、なお従前の例による。

(嫡出の否認及び嫡出の承認に関する経過措置)

第四条 新民法第七百七十四条第一項(父の否認権に係る部分に限る。)、第七百七十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(同条第一項第一号に係る部分に限る。、並びに第七百七十七条(第一号に係る部分に限る。))の規定並びに第五条の規定による改正後の人事訴訟法第四十一条第一項の規定

は、施行日以後に生まれる子について適用し、施行日前に生まれた子に対する父による嫡出否認の訴えについては、なお従前の例による。

2 新民法第七百七十四条第一項(子の否認権に係る部分に限る。、)から第三項まで、第七百七十五条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。、)第七百七十六条(母に係る部分に限る。、)第七百七十七条(第二号及び第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。、)及び第七百七十八条の二第一項の規定、第五条の規定による改正後の人事訴訟法第二十七条第二項の規定並びに第七条の規定による改正後の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第十条の規定は、施行日前に生まれた子についても適用する。この場合において、施行日前に生まれた子に係る嫡出否認の訴えに関する新民法第七百七十七条の適用については、同条中「当該各号に定める時から三年以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の時から一年を経過する時まで」とする。

3 新民法第七百七十四条第四項及び第五項、第七百七十五条第一項(第四号に係る部分に限る。、)及び第二項(同条第一項第四号に係る部分に限る。、)第七百七十七条(第四号に係る部分に限る。、)第七百七十八条、第七百七十八条の二第二項から第四項まで、第七百七十八条の三並びに第七百七十八条の四の規定は、施行日以後に生まれる子について適用する。

(胎児の認知及び認知の無効に関する経過措置)

第五条 新民法第七百八十三条第二項の規定は、施行日以後に生まれる子について適用する。

2 新民法第七百八十六条の規定は、施行日以後にされる認知について適用し、施行日前にされた認知に対する反対の主張については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第八五号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第八六号)

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第一〇〇号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第一〇一号)

第八五号 令和四年十一月八日受理

元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 小泉美津子 外十

六名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八六号 令和四年十一月八日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 東京都大田区 小泉美津子 外十

三名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇〇号 令和四年十一月九日受理

元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 千葉県習志野市 礒貝雅子 外十

九名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇一号 令和四年十一月九日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 千葉県習志野市 礒貝雅子 外十

四名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。